

東京医療保健大学科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学学則（以下「大学学則」という）第61条第2項および東京医療保健大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第29条第3項の規定に基づき、東京医療保健大学および東京医療保健大学大学院における科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学を志願できる者は、学部においては大学学則第28条に定める入学資格、大学院においては大学院学則第11条に定める修士課程の入学資格に、それぞれ適合する者とする。

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、入学しようとする教育研究組織（学部、研究科若しくは総合教育センターをいう）が定める書類に、別に定める選考料を添えて、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(選 考)

第5条 科目等履修生を志願する者の選考は、書類選考及び面接試験とし、本学正規課程の学生の教育に支障がない場合に限り、その教育研究組織の教授会（当該教授会の委任を受けた会議体を含む、以下同じ）の議を経て、学長が許可する。

(入学手続)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料及び履修料を納入し、入学に必要な手続を行わなければならない。入学料及び履修料については別に定める。

2 前項の入学手続きを完了しない者は、入学許可を取り消す。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、原則として1年以内とする。ただし、願い出により、期間の延長を許可することができる。

(履修許可科目及び単位数)

第8条 科目等履修生が履修することができる授業科目および単位数は、その教育研究組織の教授会で定める。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により合格した者には所定の単位を認定する。

(証明書の交付)

第10条 前条に規定する単位を認定したときは、学長は単位修得証明書を交付する。

(退 学)

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、その旨願出、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第12条 科目等履修生として不相当と認められた場合は、学長は科目等履修生の身分を取り消すことができる。

(特別聴講学生への準用)

第13条 学長は、他大学の学長との間で締結した単位互換協定に基づき、当該大学の学生が科目等履修することを許可し、その許可を受けた学生（以下、「特別聴講学生」という）に単位を修得させることができる。

2 前項の特別聴講学生に関し必要な事項は、単位互換協定及び当該協定に基づく学長間の協議によるほか、この規程を準用する。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年3月5日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、東京医療保健大学大学院科目等履修生規程は廃止する。ただし従前の規程に基づいて教授会で定めた事項については、この規程に基づき教授会で定めたものとみなす。